

令和7年度佐賀県伝統工芸を未来につなぐ技のたすき事業仕様書

1 委託事業名

令和7年度佐賀県伝統工芸を未来につなぐ技のたすき事業

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日

3 目的

佐賀県の伝統的地場産品について、後継者及び後継者候補の事業継続のための販路開拓を行い、後継者の自立を目指す。また、県内の産地事業者が連携して産地に人を呼び込むための取組みを実施することで、産地活性化を図る。

4 委託業務の内容

以下の内容で実施することとし、業務遂行にあたっての事前取材、調査、調整等を含むものとする。また、以下に定めるもののほか、別途締結する契約書に定められたものとする。

(1) 伝統的地場産品のテストマーケティング（見本市やPOP UP等）

ア 実施内容

- ・集客が見込める九州圏内の会場を選定すること。
- ・参加事業者が期間中、現場で対応可能な場所（遠方などは避ける）とする。
なお、参加事業者の旅費は委託費に含めないものとする。
- ・後継者の自立を促進することが目的であるため、単なる出展とならないよう、事前及び事後にワークショップ（ミーティング等）を実施し、参加事業者の今後の経営計画や商品戦略等に寄与できるよう努めること。
- ・事前のワークショップでは、出展目的の共有や明確な目標を設定すること。
また、参加事業者間のコミュニケーションを図り、後継者育成の機運醸成に努めること。
- ・実施後は、その結果をフィードバックする時間を設け、次回以降の実施に向けた内容とすること。

イ 実施期間

- ・土日を含む3日間程度。

ウ 参加事業者の選定

- ・佐賀県指定伝統的地場産品（準ずるものを含む）の中から産品が異なる3事業者以上を選定すること。

エ その他

- ・実施に際して、（２）で実施するイベントの告知を含めること。

（２）産地事業者が連携した取組

ア 実施内容

- ・異なる産地事業者が連携し、産地に人が来るようなイベントを実施すること。
- ・（１）と同様、事前及び事後にワークショップ（ミーティング等）を実施し、参加事業者間のコミュニケーションを図り、後継者育成の機運醸成に努めること。

イ 実施期間

- ・土日を含む３日間程度。

ウ 参加事業者の選定

- ・佐賀県伝統的地場産品（準ずるものを含む）の製造事業者で、事前・事後のワークショップ等に参加できる事業者を５社以上選定すること。
- ・選定にあたっては、県との協議の上で選定すること。

エ 実施・運営

- ・各参加事業者へのイベント時の保険加入のサポートなど、安全対策を講じること。
- ・参加者へのアンケートを実施するなど、今後の実施に向けたフィードバックを参加事業者へ実施すること。

オ 効果的な周知・広報

- ・イベントの周知に必要なチラシやポスターなどを作成すること。

５ 成果物等

委託業務完了時には、下記に掲げるものを納品するものとする。

- ・業務完了報告書 電子データ
- ・製作物等（テストマーケティングやイベントの際に作成した資料等）の見本及び電子データ

６ 代金の支払方法

前金払・完了払

７ 予算額

６,５００千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

8 その他

- (1) 本業務に関わる県内事業者との調整においては、県内事業者の事業協力への意思や姿勢を尊重すること。
- (2) 本業務における全ての成果物・取得物及び著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとし、制作者は本県に対して著作権人格権を行使しないものとする。（取得物については消耗品を除く。）
- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする
- (4) 本委託業務にて全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、本委託業務の一部について、県と受託者の協議により県が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本委託業務契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (5) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び県の定める「情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と受託者協議の上、決定するものとする。なお、変更する必要があるときは、県と受託者協議の上、変更することができるものとする。
- (7) 新型コロナウイルス及び天災等の影響で、「4 委託業務の内容」で予定する事業が実施困難な場合は、その実施の有無、実施内容、実施方法等について、県と協議すること。